

	Q	A
	親権行使者の指定の調停又は審判は、婚姻中でも申し立てることができますか。	婚姻中と離婚後のいずれについても、共同親権の父母間において、共同して親権を行使すべき特定の事項について協議が調わない場合には、親権行使者の指定の調停又は審判を申し立てることができます。
	共同親権下で、特定の事項に係る親権行使者（民法第824条の2第3項）を定めるためには、家庭裁判所の手続が必要ですか。	民法第824条の2第3項の親権行使者を定めるには、家庭裁判所の調停・審判等の手続が必要になり、私的文書（公正証書も含む）で同項の親権行使者を定めることは想定されていません（通常の取引等の場面において、共同親権の父母間で、子の親権行使を父母の一方が専ら行なうことを事実上合意している場合には、当該親が他方親の同意を得た上で共同名義（又は単独名義）によって代理行為等を行うことが可能と考えられます。）。
	共同親権下で、親権の単独行使が可能な場合はどのような場合ですか。	他の方の親が親権を行使できない場合（民法824条の2第1項第2号）や、子の利益のため急迫の事情がある場合（同項第3号）のほか、子の監護及び教育に関する日常の行為（同条第2項）については、単独で親権を行使することができます。
	親権行使者の指定の対象となる特定の事項とは何ですか。	①子の監護、教育に関し、子に対して重大な影響を与える行為（居所の決定、在学契約の締結、心身に重大な影響を与える医療行為等）、②子の財産管理に関する行為、③子の氏の変更等の身分行為等が親権行使者の指定の対象となります。 なお、例えば、「子の教育一般」等では具体性を欠いており、親権行使者指定の対象となる「特定の事項」とはいえません。 →詳しくは、「親権行使者の指定調停へ（URL）」

	共同親権下で、親権の単独行使が可能な「子の利益のため急迫の事情があるとき」とはどのような場合ですか。	父母の協議や家庭裁判所の手続を経ていては親権の行使が間に合わず、子の利益を害するおそれがある場合をいいます。どのような場合が当てはまるかは、個別具体的な事情により異なりますが、一般的な例として、子に緊急の医療行為を受けさせる必要がある場合等が考えられます。
	共同親権下で、親権の単独行使が可能な「監護及び教育に関する日常の行為」とはどのようなものですか。	日々の生活の中で生ずる身上監護に関する行為で、子に対して重大な影響を与えないものです。
	子の日々の身の回りの世話は、「監護及び教育に関する日常の行為」に該当しますか。	個別具体的な事情により異なりますが、一般的に、子の食事や服装、髪の色などのように、日々の生活の中で生ずる身上監護に関する行為で、子に対して重大な影響を与えないものは、「監護及び教育に関する日常の行為」に該当します。
	子の転居は、「監護及び教育に関する日常の行為」に該当しますか。	子の転居は、通常は子に対して重大な影響を与え得るため、移動距離にかかわらず、同一学区内の転居も含めて、基本的には監護及び教育に関する「日常の行為」には該当しません。そのため、共同親権下では父母共同で決定する必要があります。他方で、「子の利益のため急迫の事情があるとき」に当たる場合には、単独で決定することもできます。
	子の学校に関する手続の中で、どのようなものが「監護及び教育に関する日常の行為」に該当しますか。	日々の生活の中で生ずる身上監護に関する行為で、子に対して重大な影響を与えないものは、「監護及び教育に関する日常の行為」に該当します。個別具体的な事情により異なりますが、一般的には、就学時の健康診断、学校給食に係る手続、出欠の連絡、学校行事への参加の同意の意思表示、家庭訪問や三者面談への対応等が考えられます。

		他方で、一般的には、入学、退学、転学、留学、休学等の手続、特別支援学校への就学に関する意見聴取への応答、出席停止の命令に関する意見聴取への応答等は、子に対して重大な影響を与えるものであり、監護及び教育に関する「日常の行為」に該当しないと考えられます。
	子の学校に関する手続の中で、「子の利益のため急迫の事情があるとき」に該当するのはどのような場合ですか。	基本的には、父母間で余裕を持って協議し、協議がまとまらない場合は家庭裁判所の手続を経ることが望ましいと考えられます。しかし、手続の期限が決まっており、それが間近に迫っていて、家庭裁判所の手続を経ていては親権の行使が間に合わず、子の利益を害するおそれがある場合は、「子の利益のため急迫の事情があるとき」に該当すると考えられます。
	共同親権下で、子の受験について父母の意見が異なり折り合いがつきません。数か月後に願書を提出する必要がありますが、裁判所の手続を利用できますか。	子の進学先の決定に関して期限が間近に迫っているときには、審判の申立てをすることが考えられ、父母双方による適時の主張や立証を踏まえ、申立てから二、三か月程度の期間で結論を出すことができる場合もあります（なお、一般的には、審判の申立てをした場合であっても、裁判所の判断により調停に付すことがあります。）。ただし、子に対して重大な影響を与える行為については、調停において、父母が話し合って決めることが望ましいと考えられますので、裁判所の手続を利用する場合には、期限までに調停で十分な話し合いができるよう、余裕を持った期間を確保した上で申し立てるようしてください。
	子の習い事に関する判断は、「監護及び教育に関する日常の行為」に該当しますか。	個別具体的な事情により異なりますが、一般的には、子の習い事に関する判断は、「監護及び教育に関する日常の行為」に該当すると考

		えられます。
	子の就職に関する判断は、「監護及び教育に関する日常の行為」に該当しますか。	<p>個別具体的な事情により異なりますが、高校生が放課後にアルバイトをするような場合は、一般的に、「監護及び教育に関する日常の行為」に該当すると考えられます。</p> <p>他方、長期間勤務する会社への就職の許可などのように、子に対して重大な影響を与えるものは、一般的に、監護及び教育に関する「日常の行為」には該当しません。</p>
	子の名義の預金口座の開設は、「監護及び教育に関する日常の行為」に該当しますか。	預金口座の開設は、財産管理に属する行為であり、「監護及び教育に関する」行為ではありません。
	離婚後に、子の戸籍を母の戸籍に移動させる（子の氏（苗字）を母と同じ氏に変更する）のは「監護及び教育に関する日常の行為」に該当しますか。	子の氏の変更は、子の身分関係に関する行為であり、「監護及び教育に関する」行為ではありません。
	共同親権下で、父母の一方の再婚相手と子の養子縁組について父母間で折り合いがつかないときは、親権行使者の指定が必要ですか。	<p>15歳未満の子を養子とする縁組は、親権者が子に代わって承諾（代諾）することとされており、共同親権の場合には父母が共同で代諾する必要があります。父母の一方が縁組に反対している場合に、縁組の代諾を単独でするためには、当該縁組の代諾に係る親権行使者に指定される必要があります。</p> <p>ただし、養子縁組の代諾に係る親権行使者を指定できるのは、当該縁組をすることが子の利益のために特に必要であると認められる場合に限ります（民法797条4項）。</p> <p>なお、子と共同親権下の父母の一方の配偶者との養子縁組が成立した場合は、養親とその配偶者である実親が共同親権者となり、他方の実親は親権者ではなくなります（民法818条3項）。</p>

